

自民党が終始リードして成立させた「口蹄疫対策特別措置法」の解説 !!

1 始めに

5月28日に成立した口蹄疫対策特別措置法(特措法)は、本年4月以降において発生した法定家畜伝染病の口蹄疫^{てい}に起因して生じた事態に対処するため、①口蹄疫のまん延を防止するための措置、②口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担等について、特別措置を定めたものです。公布(6月4日)の日から即施行され、平成24年3月31日までの2年間の時限立法としました。3年間にすべきとの意見もありましたが、2年以内に家畜伝染病予防法(家伝法)の抜本的な見直しを行い、口蹄疫のまん延防止の在り方や大量に発生した場合における埋却場所の確保等を検討することを特措法の中で明記することで折り合い、2年となったものです。本法の施行に要する国の経費は総額で1000億円を見込んでおります。なお、民主党(政府)は家伝法の運用で良いのではないかと新法を作ることに慎重でしたが、わが党と公明党の法案提出があつてから前向きに変わりました。

2 特措法のポイント

次に、この特措法のポイントについてお知らせします。

(1) 消毒の義務化

- ① 農水大臣が指定した地域において、都道府県知事が設置した消毒ポイントで車両や身体の消毒を義務化しました。現行の家伝法では、一般の「物」や「人」に対して強制力を持たないため、まん延防止上、義務化したものです。ただし罰則はかけないことにしました。

(2) 患畜・疑似患畜の埋却支援

- ① 家伝法では家畜の所有者に患畜・疑似患畜の埋却義務が課せられているが、所有者の申し出により、家畜防疫員が埋却を実施できることとしました。家畜防疫員は都道府県知事により都道府県職員に加え、民間の獣医師など専門知識を持つ人もなれるようにしました。
- ② 家伝法では埋却用地の確保は家畜の所有者の責任となっているが、国(義務)及び地方公共団体(努力義務)が埋却用地の確保・作業従事者の派遣など必要な措置を講ずることとしました。

(3) 患畜・疑似患畜以外の殺処分(予防的処分)

- ① 指定地域において、口蹄疫のまん延防止のためやむを得ない場合、知事が所有者に患畜・疑似患畜以外の家畜の殺処分を勧告できることとしました。
- ② 所有者が勧告に従わない場合、知事は家畜防疫員に殺処分させることができることとしました。

(4) 農水大臣の知事に対する指示

- ① 消毒、埋却、殺処分について、知事が農水大臣の勧告、指示に従わない時は、農水大臣は自ら措置を実施できることとしました。
- ② ワクチン注射については慎重な意見が多くありましたが、「注射を用いない措置ではまん延を防止できないと認める」時に限ってと、条件をつけて認めることにしました。

(5) その他のまん延防止対策

- ① 焼却・埋却は「できる限りと殺された場所に近い場所で行う」こととしました。
- ② 埋却地の確保のために農地法の特例を設けることとしました。
- ③ 知事は、必要があるときは催し物の開催の停止や制限の要請ができることとしました。
- ④ 患畜の判定の迅速化、まん延防止に関する調査研究、偶蹄類(イノシシ、シカ)に属する野生動物の監視、ねずみ・昆虫等の駆除などについても規定を設けました。
- ⑤ まん延防止措置を講ずるに当たっては「できる限り関係者の意向を十分尊重するもの」と配慮規定を入れました。

なお、民主党案にはまん延防止措置に関するその他の規定はありませんでした。

(6) 口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担(国による実質的な全額補償)

- ① 患畜・疑似患畜の場合、家伝法による手当金(患畜1/3、疑似患畜4/5)のほか、実質的に全額を国が負担を行うようにしました。その際、家畜共済に加入している人が損をするようなことのないよう「家畜共済金の交付との整合性が図られるよう」措置することとしました。
- ② 患畜・疑似患畜以外も実質的に全額を国の負担としました。
- ③ 埋却費用については、家畜の所有者、都道府県の実質的な負担を生じさせないこととしました。
- ④ 消毒費用については家畜の所有者は負担なし、都道府県の費用は国が全部または一部負担としました。
- ⑤ 家畜の移動等の禁止により生じた損失の補てんについても国が必要な措置をとることとしました。これにより、家畜市場の自主的な開催の停止による損失に対しても支払われます。
- ⑥ 農業者年金の保険料の免除等を特例として設けました。
- ⑦ 牛豚等家畜の所有者に対する手当金等について、所得税、法人税の非課税措置を設けることとしました。

この⑤⑥⑦についても民主党案にはなく、わが党案がベースとなったもの

です。

(7) 生産者等の経営及び生活の再建

- ① 農家の再建資金の無利子貸付、施設等の整備費用の助成措置を行います。
- ② 地域再生のための支援として「基金」を設置し、「その他必要な措置」を講ずることとしました。

以上、今回の拡大した口蹄疫緊急対策のために、わが党がいち早く国会に提出した「口蹄疫対策緊急措置法案」をベースにして、公明党とともに民主党に呼びかけ、この口蹄疫対策特別措置法を議員立法として制定したものです。